

青年の家・キャンプ場使用料改定のお知らせ

令和元年10月1日(火)から、使用料金が改定となります。

【経過】

平成27年度から田原市における公共施設の使用料・手数料の見直しを行い、受益者負担の考え方、料金算出の方法等の検討を行い、基本方針として取りまとめたものに基づき、負担の公平性と市民への説明責任を確保したものです。

【改定金額】 変更の一例

区分	昼間		夜間 17:00~22:00
	午前 9:00~13:00	午後 13:00~17:00	
会議室	300円→450円	300円→450円	530円→790円
和室（会議室として使用する場合）	150円→220円	150円→220円	250円→370円
講義室	300円→450円	300円→450円	530円→790円
実験実習室	300円→450円	300円→450円	530円→790円
体育室	630円→940円	630円→940円	1,080円→1,620円

青年の家宿泊料（1人1泊につき） ※利用は5人以上から

中学生以下	青年	一般
100円→150円	250円→370円	470円→700円

キャンプ場宿泊料（1人1泊につき）

中学生以下（団体）	青年（団体）	一般（団体）
20円→30円	80円→120円	100円→150円
中学生以下（その他）	青年（その他）	一般（その他）
30円→40円	100円→150円	150円→220円

※青年とは中学生以下を除く26歳未満の者をいい、団体とは、代表者を有する5人以上の集団をいう。

※田原市または豊橋市に住所を有しない者が利用する場合は、当該使用料の100分の200に相当する額とする。

【協力をお願い】

今後も皆様からの声をいただき、施設の適切な運営を努力してまいりますので、利用者の皆様の適正利用のご協力をよろしくお願いいたします。